

久慈市プレミアム付飲食券等取扱加盟店 募集要項

久慈商工会議所

1. 募集期間

第一次募集 令和2年7月22日（水）～令和2年8月7日（金）※以降随時

2. 登録事業所資格

久慈市内で常設している店舗並びに飲食設備・スペースを有し、直接消費者に対し飲食サービス等の提供を行う事業者及び交通サービス等の提供を行う事業者とする。

また、テイクアウト・宅配形態の事業者も対象とする。

※ただし、次の事業者は対象外となります。

- ・特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者

3. 取扱加盟店の登録

①会員事業所

指定の「加盟店申込書兼誓約書」（※社印、又は代表者の押印）に必要事項を記入し、指定金融機関通帳の表紙裏面（金融機関名等記載ページ）の写し、もしくは、口座番号が確認できるもの（請求書等の写しなど）と併せて、募集期間内に久慈商工会議所（本所・山形支所のいずれも可）にFAXか持参にて申請。

昨年実施の「久慈市プレミアム付商品券事業」に登録した事業所はその旨を専用欄にチェックすることで、記入並びに書類添付を省略できるものとする。

※指定金融機関＝久慈市内に支店等を持つ銀行・郵便局・信用金庫・農協

②非会員事業所

上記①と同様。ただし受付は窓口への持参のみ。（FAX受付不可）

営業を証明する書類（請求書や郵便物、確定申告書第一表の写しなど）を添付。

受付時間は、土日祝日を除く月曜～金曜の9：00～12：00、13：00～16：00。

一事業所で複数店舗の登録をされる場合は、それぞれの店舗ごと申請書の提出が必要。

③登録・換金手数料は会員・非会員問わず無料。

④違約する行為が認められた場合、会議所は、換金の拒否、登録事業所の取り消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

4. 登録事業所の責務

登録事業所は、次に掲げる事項の厳守をお願いいたします。

① 他店での使用済み飲食券等は受け取りを拒否すること。

② 偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに申し出ること。

③ 飲食券等の交換、譲渡、売買、再利用を禁止する。

④ 登録事業所自らが購入した飲食券等を使用済み処理したうえ換金、利益を得ようとする行為。

⑤ 会議所及び久慈市が本事業に関する調査等を行うときには、報告等の協力をする

こと。

⑥ 新型コロナウイルス感染防止の業種ガイドライン等に沿った対策を講じること。

5. 取扱加盟店の周知

取扱加盟店には、広報物（ポスター等）を配布し、店頭等に掲示して飲食券等事業の

PR に協力すること。また、消費者への飲食券等事業及び登録事業所の周知は、当所HP、チラシ、ポスター等にて店舗名を公開するとともに、飲食券等購入者に対して取扱加盟店一覧名簿を記載した使用案内チラシを配布する。

6. 飲食券等の取扱い ★ご確認願います★

取扱加盟店は飲食券等を持参した消費者に対して、令和2年8月23日（日）から令和3年2月28日（日）までの間に限り、飲食券等の額面金額に相当する飲食・交通サービスの提供を行うこと。

以下の制限にご注意ください。

- ・購入後の返品はできない
- ・現金との引換えはしない
- ・つり銭は支払わない

7. 換金 ★ご確認願います★

飲食券等が使用された登録事業所は次のとおり換金精算を行ってください。

①使用された飲食券等の裏面に自社のタナ判（無い場合は店舗名を記入）を押印し他店での再利用等防止に努めてください。

飲食券等は使用並びに換金状況について受託事業者である久慈商工会議所で管理するため、切る、穴をあけるなどは行わないでください。換金申請前にそのような処置をした場合、換金申請が無効になります。

②換金する使用済み飲食券等の枚数を確認後、「飲食券等換金申請書」にその旨を記入し、飲食券等とあわせて久慈商工会議所窓口（本所・山形支所いずれも可）にご持参ください。数え間違いを防ぐため、申請前に必ず枚数を確認願います。確認できていない飲食券等は申請を受け付けないことがあります。

※受付時間：月曜～金曜の9：00～12：00、13：00～16：00

（土日祝日及び12/29～1/5を除く）

注）枚数の数え間違い等によるトラブルを防ぐために、郵送等による換金依頼には応じかねます。必ずご持参ください。

③換金受付は、令和2年8月31日（月）より行い、週1回の締めを設定致します。

締め日は毎週金曜日とします。

※締め日、振込日が休日にあたる場合は翌営業日の扱いとなります。

④振込み金額は、商品券1枚につき「500円」となります。

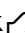
⑤換金依頼の最終締め日は、令和3年3月10日（木）となります（※商品券の使用期限は、令和3年2月28日（日）まで）。期間経過後の換金は理由の如何にかかわらず応じかねますので、ご了承ください。

なお、取扱加盟店が消費者から受け取った飲食券等の盗難、紛失、滅失により損害を被ったときは、当該損害は取扱加盟店の負担となりますので、ご了承下さい。

8. 問い合わせ先

久慈商工会議所 地域振興課 TEL：0194-52-1000／FAX：0194-52-1051

E-Mail：kuji@kujicci-iwate.jp ホームページURL <http://kujicci-iwate.jp/>

Facebook  検索ツールバーに @kujicci を入力して検索！